

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム要綱

(目的)

第1条 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」(以下「本P F」という。)は、多様な主体の積極的な参画及び官民の連携を促し、本市におけるデジタル・スマートシティの取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「デジタル・スマートシティ」とは、A I・I C T等先端技術と都市の有するさまざまなデータを活用することで、地域課題の解決と新たな産業の継続的な創出を図りつつ、都市の分野横断的なマネジメントによる全体最適化と市民生活の質の向上を目指す持続可能な都市をいう。

(活動内容)

第3条 本P Fは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 本市における各分野でのデジタル・スマートシティに関する取組事例の情報共有及び連携促進に関する活動
- 二 データの利活用に関する調査、研究等に関する活動
- 三 本P Fを構成する会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- 四 会員からの地域課題の解決等に資する提案への支援に関する活動
- 五 デジタル・スマートシティに関する啓発、人材育成に関する活動
- 六 その他本市におけるデジタル・スマートシティの推進に資する活動

(会員)

第4条 本P Fは、本P Fの目的に賛同し、この要綱を順守する次の会員をもって組織する。

- 一 一号会員（運営会員）
別表に記載の団体又は有識者
 - 二 二号会員（パートナー会員）
会員の登録申請に加え、本P Fの活動に資する役務の提供、本市を活動領域とした具体的な事業の提案、共催事業の開催等を申し出、会長に承認された団体
 - 三 三号会員（一般会員）
会員の登録申請を行い、会長に承認された団体
- 2 会員は、書面により届け出ることにより、本P Fから退会することができる。
 - 3 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる

できる。

- 一 この要綱に違反し又は本P Fの信用を著しく害したとき
 - 二 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき
 - 三 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 その他本P Fの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき
- 4 前各項に定めるもののほか、会員の登録、退会等の詳細については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 会員要綱」による。

(会費等)

第5条 会費及び入会金は、無料とする。

(代表)

第6条 本P Fの代表者として会長1名を置き、浜松市長をもって充てる。

- 2 会長は、運営委員会に対して本P Fの活動方針、状況その他必要な事項を報告させ、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第7条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、本P Fに運営委員会を設置する。

- 一 本P Fの基本となる活動方針の決定
 - 二 各分野における取組についての情報共有
 - 三 分野間の連携の促進
 - 四 部会の設置、活動期間延長及び廃止の決定
 - 五 事業化分科会の設置、活動期間延長の承認及び廃止の決定
 - 六 会長への報告、説明
 - 七 その他本P Fの目的の達成に資する取組
- 2 運営委員会は別表に記載の団体からの推薦者及び有識者（以下「委員会委員」という。）により構成する。
 - 3 運営委員会の会務を総括するため委員長1名を置き、別表に記載の者をもって充てる。
 - 4 委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代理するため副委員長1名を置き、別表に記載の者をもって充てる。
 - 5 運営委員会は、委員長が招集しその議事を司る。
 - 6 委員長は、運営委員会を招集する暇がないと認めるときは、文書（電磁的記録による文書を含む。）による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。
 - 7 委員会委員は無報酬とする。ただし、浜松市外からの参加者については、予算の範囲で交通費を別途支払うことができる。

(部会)

第8条 活動の必要に応じて、本P Fに部会を設置することができる。

2 部会は運営委員会の下に設置され、特定事項の調査、研究等を行う。

3 部会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 部会要綱」による。

(事業化分科会)

第9条 活動の必要に応じて、本P Fに会員の一部により組織された事業化分科会を設置することができる。

2 一号会員(運営会員)又は二号会員(パートナー会員)は、運営委員会に対して事業化分科会の設置を提案できる。

3 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 事業化分科会要綱」による。

(会員情報の発信)

第10条 一号会員(運営会員)又は二号会員(パートナー会員)は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を、会長が本P Fの目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対し周知することができる。

(事務局)

第11条 本P Fの事務を処理するため、浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部に事務局を置く。

(要綱の制定改廃)

第12条 この要綱の制定改廃は市長が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本P Fの運営に関して必要な事項は、必要に応じて市長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

別表 一号会員（運営会員）（第4条第1項第1号関係）
運営委員会（第7条第2項、第3項及び第4項）

役職	区分	団体又は有識者名
委員長	行政	浜松市
副委員長	有識者	浜松市フェロー（デジタル・スマートシティ）
委員	産業・経済	浜松商工会議所
委員	金融	株式会社静岡銀行
委員	金融	浜松磐田信用金庫
委員	金融	遠州信用金庫
委員	大学	国立大学法人静岡大学
委員	大学	国立大学法人浜松医科大学
委員	各分野代表 ＜エネルギー分野＞	浜松市スマートシティ推進協議会
委員	各分野代表 ＜モビリティ分野＞	浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム
委員	各分野代表 ＜農林業分野（農業）＞	浜松スマート農業推進協議会
委員	各分野代表 ＜農林業分野（林業）＞	静岡県農林技術研修所森林・林業研究センター
委員	各分野代表 ＜健康・医療・福祉分野＞	浜松ウエルネス推進協議会 浜松ウエルネス・ラボ
委員	各分野代表 ＜産業（ものづくり）分野＞	浜松市スタートアップ戦略推進協議会
委員	各分野代表 ＜観光・商業分野＞	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー
委員	各分野代表 ＜防災・安全分野＞	浜松市危機管理監
委員	各分野代表 ＜教育・子育て分野（教育）＞	浜松市学校教育部長

委員	各分野代表 ＜教育・子育て分野（子育て）＞	浜松市こども家庭部長
委員	各分野代表 ＜デジタル・ガバメント分野＞	浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部長